



ArCS II 若手人材海外派遣プログラム 中・長期派遣支援 2021年度募集要項 (大学院生・研究者)

1. 趣旨

本プログラムは、ArCS II (Arctic Challenge for Sustainability II) プロジェクト(<https://www.nipr.ac.jp/arcs2/>)の趣旨に鑑み、若手人材の育成を目的として行うものです。この中・長期派遣では、我が国の大学等学術研究機関に所属する大学院生や若手研究者が、国際会議に参加し発表や情報収集を行うこと、海外の大学や研究機関等に滞在し研究や交流を行うこと、又はフィールドにおいて調査を行うことなどを支援します。この派遣が、若手人材による今後の研究の進展、国際的な人的ネットワークの構築などにつながることを期待しています。

2020年度は、世界各地での新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、短期派遣支援のみを実施し、多くの国際学会等がオンラインで行われている状況を考慮して、オンラインあるいは日本で行われる国際会議やコース等の参加も支援しました。今年度も新型コロナウイルスの影響が続いておりますが、短期派遣に加えて、中・長期派遣(1ヶ月～6ヶ月以内)も募集することとします。また、引き続きオンライン国際会議や日本開催の国際会議への参加も支援します。

2021年度開催予定の国際会議(オンライン会議を含む)

※2021年9月現在の情報です。最新情報をご自身でご確認ください。

- AGU Fall Meeting 2021: 2021年12月13日-2021年12月17日(アメリカ、オンラインのハイブリッド会議)
- Arctic Frontiers 2022 :2022年1月31日-2022年2月3日(ノルウェー、オンラインのハイブリッド会議)
- The 36th International Symposium on the Okhotsk Sea & Polar Oceans:2022年2月(開催方法未定)
- Arctic Science Summit Week 2022:2022年3月26日-4月1日(ノルウェー、オンラインのハイブリッド会議)

2. 対象となる分野・取組み・渡航期間

(1) 対象分野

北極域に関する全分野

(2) 対象となる取組み

- ①北極域研究に関する海外の大学や研究機関等を訪問しての研究活動、フィールド調査等の取組み。
- ②北極域研究に関する国際会議やコース等へ参加し、情報収集や人的ネットワークの構築、知識や技術を習得する取組み。

※①の取組みに②を組み合わせる事は可、②単独は不可。

※今年度は国際会議や国際イベントであればオンラインでの参加も支援します。

※研究者:国際会議参加の場合、原則として自身の発表を行うことを条件とします。

(3) 渡航期間

原則として1ヶ月から6ヶ月以内

3. 採用予定数

第3回派遣全体で数名

4. 派遣支援対象者

- ① 我が国の大学等に所属する修士課程以上の大学院生^{*1}
 - ② 2021年4月1日現在、修士または博士の学位取得後10年未満の我が国の大学等に所属する研究者^{*2}
- ^{*1}学部生や研究生でも、派遣時に大学院生となる見込みであれば応募可能
- ^{*2}学位取得後に取得した産前産後休業、育児休業の期間を除くと当該学位取得後10年未満となる者

5. 派遣先機関等

北極域に関する研究を行う海外の大学や研究機関の中から希望する派遣先機関を特定し申請してください。なお、中・長期派遣支援では、国際会議やコース等への参加のみを目的とした申請は認められません。

6. 受入研究者

派遣先機関に所属し、責任を持って派遣研究者を受け入れる研究者とします。申請者が応募に際して受入研究者を特定し、申請時に受入研究者の略歴、業績概要等について提出するものとします(様式自由)。

7. 申請手続き

(1) 申請書類

次の①～⑧の書類各1部を提出してください。なお、特定の雇用経費に基づく雇用者の場合は、専従義務を確認の上、ご応募ください。

- ① 申請書(所定様式)
- ② 大学院在籍証明書(大学院生)
学位取得証明書または学位記コピー(研究者)
- ③ 在留資格の記載がある書類(在留カード、特別永住者証明書など)のコピー
※外国籍を有する方のみ。
- ④ 受入内諾書(派遣先機関の受入研究者の内諾が必要です)(所定様式)
- ⑤ 受入研究者の略歴、業績概要等(様式自由)
- ⑥ 計画のロードマップ(所定様式)
- ⑦ 予算計画書(学会に参加する場合は学会の概要および参加費の記載がある資料、PCR検査が必要な場合は予算の根拠となる資料添付)(所定様式)
- ⑧ 渡航先における日本からの入国者に対する渡航制限情報
(外務省ホームページのコピー等)

※渡航制限が無い場合も提出してください。

(2) 募集期間および派遣開始時期

第3回募集

募集期間:2021年10月11日(月)~2021年11月10日(水)15:00迄【厳守】

派遣開始時期:2021年12月上旬~2022年3月下旬

(3) 申請方法

申請書類一式をPDFファイル化し、下記のE-mailアドレスまでメール添付の上で送付してください。

E-Mail: arcs2_HU_EC@arc.hokudai.ac.jp

メールの件名:「第3回 ArCS II 若手人材海外派遣プログラム応募」

8. 審査及び結果

審査は、重点課題①「人材育成・研究力強化」に設置される審査委員会が行い、当該結果を踏まえ、派遣支援対象者を決定します。審査結果は、募集期間終了から1ヶ月後を目処に、申請書記載の本人連絡先にメールにて通知します。

なお、審査の過程で、審査員から申請内容に対する質問や計画の改善要求があった場合、申請者に対して書面によるヒアリングを行い、回答を求めることがありますのでご注意ください。

審査は以下の基準に基づき行われますので、申請書作成の参考にしてください。

(1) 必須事項

- ・現在の指導教員または上長に承認されているか。
- ・対象分野、身分、期間等の条件を満たしているか。
- ・対象となる取組みを証明できる資料を提出しているか。

(2) 審査方針

- ・本支援プログラムの目的と整合しているか。
- ・目的や計画は、具体的に書かれているか。
- ・対象となる取組みを達成するための準備状況は適切であるか。
- ・経費は目的や計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・本支援プログラムで活動を行うことにより、今後の北極域研究の発展を望めるか。
- ・コミュニケーションをとるための語学能力は十分であるか。
- ・計画を実施する実績、能力があるか。
- ・研究および業務経験に見合った実績を挙げているか。

(3) その他

- ・過去にグリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス(GRENE)北極気候変動研究事業の北極環境研究若手研究者派遣支援事業や、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)の若手研究者海外派遣事業、本プログラムに応募された方および採択・派遣された方も再度応募が可能です。
- ・本年度に本プログラムに応募、採択・派遣された方も来年度以降に再度応募することは可能です。
- ・『ArCS II北極域研究加速に向けた研究計画の公募(2021年度開始)』採択済課題の代表者、および、2022年度同公募で代表者として採択された方は、2022年3月までに若手派遣期間が終了しない場合、若手人材海外派遣プログラムには応募できません。ただし本条件は、2021年度第3回若手人材海外派遣プログラムか

らの応募に適用されます。

9. 派遣までの流れ

採択された後、派遣までの流れは以下の通りです。派遣支援対象者は、北海道大学担当者からの連絡に従い、必要な手続きを進めてください。

(1) オリエンテーション

派遣支援対象者には、派遣前にオリエンテーションを行います。

(渡航計画の内容についての確認、事務手続きなどに関する情報提供等のため)

(2) 派遣支援に係る事務手続き

派遣支援対象者には、「派遣支援の手引き」と共に、銀行口座登録などの様式が送付されます。

手引きに従い、事務手続きを進めてください。

10. 支給経費

北海道大学の諸規程に基づき、下記費用を北海道大学が支給します。

(1) 交通費 往復交通費 本プログラムが定める規定に従って支給します。

(2) 滞在費 本プログラムが定める規程に従って支給します。※宿泊は、申請者が手配してください。

(3) 査証等取得費 査証等取得にかかる費用（実費相当）※申請者が手配してください。

(4) その他 国際会議等の参加費や研究計画に必要と認められる諸経費

11. 新型コロナウイルスの影響による派遣支援の制限と関係する経費について

採択された後、新型コロナウイルス等の影響により渡航ができなくなった場合には、派遣を中止します。

採択された後、渡航前の派遣準備中に発生した費用（航空券、宿泊施設、海外旅行傷害保険のキャンセル料等）、PCR検査費用及び日本に帰国後自主隔離のために必要となる宿泊費、日当は、北海道大学が負担します。

以下の国や地域に対しては、派遣を認めません。また、派遣にあたっては、北海道大学および派遣対象者の所属機関の両方が渡航を認めていることが必須です。

- ・日本からの出国者の入国を禁止している国

なお、以下の経費については支給しません。

- ・渡航先で自主隔離のために必要となる宿泊費及び日当

※ご不明な点がある場合は、お問い合わせください。

新型コロナウイルスに係る日本人に対する各国の入国制限措置及び入国後の行動制限については、外務省海外安全ホームページ (https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html) で最新の情報を自身で確認してください。

12. 海外旅行保険

派遣支援期間中は、北海道大学が用意する海外旅行保険に加入していただきます。基本的な保険料は北海道大学が負担します。

- ① 障害・疾病死亡
- ② 傷害後遺障害
- ③ 賠償責任
- ④ 治療・救援費用

※ 新型コロナウイルス感染症についても補償対象

13. 個人情報の取り扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、北海道大学及び ArCS II の業務遂行のみに利用します。提出された申請書は、審査終了後に事務局にて処分します。なお、派遣支援が決定した場合は、氏名、所属機関、および帰国後に提出していただく報告書が公表されます。

14. 派遣支援対象者の義務

(1) 派遣支援期間中

派遣支援対象者は、申請書に記載した計画に基づき、その活動に専念する義務があります。

(2) 派遣期間終了後

① 報告書提出・公開義務

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後2週間以内に、後日北海道大学が指定する所定の報告書を提出していただきます。提出された報告書はArCS IIのホームページ上で公開されます。

② 成果発表会等への協力

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後に、派遣による成果を報告する発表会等を企画・運営していただく場合があります。

※成果発表会参加にかかる旅費は北海道大学が負担します。

③ 調査協力義務

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後に、北海道大学、ArCS IIが実施する北極域研究および人材育成に関する調査に協力していただきます。

④ 情報交換コミュニティへの参加

ArCSおよびArCS IIの若手海外派遣者で構成されるSNSコミュニティや交流会等に参加していただきます。

15. 派遣支援対象者の遵守事項

派遣支援対象者は、派遣支援期間中および派遣支援期間終了後、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 派遣支援対象者の義務を遂行すること
- ② 派遣期間中、本プログラムによる支給経費と重複する他の資金援助を受けないこと
- ③ 不正受給を行わないこと
- ④ 研究費の不正使用を行わないこと
- ⑤ その他、公序良俗に反する行為を行わないこと

上記の遵守事項に違反、又は次に掲げる事項のいずれかに該当すると北海道大学が判断した場合には、さかのぼって本プログラムの採用の取り消し、経費の支給停止又は支給済の経費の返還請求を行うこと

があります。なお、派遣支援決定後、遵守事項に関する誓約書を提出していただきます。

- ① 病気等のために計画された活動を継続できないことが明らかな場合
- ② 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能または著しく困難と判断される場合
- ③ 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- ④ 申請・派遣支援資格を有していないことが明らかになった場合
- ⑤ 過去に、研究活動における不正行為、研究費の不正使用、公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- ⑥ 無断で一時帰国や派遣期間の短縮等、計画の変更を行った場合
- ⑦ その他、別に定める本プログラムの手引に記載されている条件に違反し、北海道大学の指示に従わなかった場合

16. 代表的な国際会議・コース等

北極関連の国際会議・コース等の情報は下記のウェブサイトで参照できます。

○ARCUS (Arctic Research Consortium of the United States)

URL: <https://www.arcus.org/>

○Arctic Portal –The Arctic Gateway–

URL: <http://arcticportal.org/>

17. 問い合わせ先

〒001-0021 北海道札幌市北区北21条西11丁目

北キャンパス総合研究棟2号館(次世代物質生命科学研究棟)2階

北海道大学北極域研究センター ArCS II若手人材海外派遣プログラム担当

E-Mail: arcs2_HU_EC@arc.hokudai.ac.jp